昭和四十九年法律第二号

別措置法 育諸学校の教育職員の人材確保に関する特学校教育の水準の維持向上のための義務教

(目的)

第一条 この法律は、学校教育が次代をになう青 (定義) 向上に資することを目的とする。 た人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持 ついて特別の措置を定めることにより、すぐれかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与に 少年の人間形成の基本をなすものであることに

第二条 この法律において「義務教育諸学校」と の小学部若しくは中学部をいう。 校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校 に規定する小学校、中学校、義務教育学学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

副校長、教頭及び教育職員免許法(昭和二十四2)この法律において「教育職員」とは、校長、 教員をいう。 年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する (優遇措置)

第三条 な優遇措置が講じられなければならない。 ては、一般の公務員の給与水準に比較して必要三条 義務教育諸学校の教育職員の給与につい

めるものとする。 措置について、財政上、計画的にその実現に努国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇 この法律は、公布の日から施行する。

2

附則 号) 抄 (昭和四九年六月一日法律第七〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 附 則 (平成一〇年六)を経過した日から施行する。

〇 附 号 則 (平成一〇年六月一二日法律第一 抄

第一条 この法律は、 平成十一年四月一日から施

(施行期日)

行する。 則 (平成一五年七月一六日法律第一

一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置第八条 附則第二条から前条までに定めるものの 政令で定める。

〇附号 訓 則 (平成一八年六月二一日法律第八

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 (施行期日)

行する。 附 則 (平成一九年六月二七日法律第九

(施行期日) 六号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第二条から第十四条まで及び附則第五十条

の規定 平成二十年四月一日

六 附 号 〕 則 (平成二七年六月二四日法律第四

|第一条 この法律は、 施行する。 (施行期日) 平成二十八年四月一日 から